

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 2 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1. 入札対象工事

- (1) 工 事 名 令和 8 年度 交通安全施設整備工事（防護柵）
- (2) 工事場所 福岡県糟屋郡粕屋町 町内全域
- (3) 工事概要 防護柵工事の年間単価契約
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日

2. 入札参加者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 直近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 本店情報又は委任先情報に糟屋郡内、または、福岡市内の住所が登録されていること。
- (3) 落札後に他の単価項目について、予定価格表記載の価格に請負率を乗じた金額で契約ができること。（100 円未満切捨て）
- (4) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、国又は地方公共団体等と本業務にかかる種類及び規模を同じくする契約を締結したことがあること。

3. 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全て A 4 サイズとすること。
 - 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、国又は地方公共団体等と本業務にかかるその種類及び規模を同じくする契約を締結していることを証する書類（例：契約書の写し、履行証明書等）
 - 誓約書

- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者＞入札・契約＞公募＞一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の申請書をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4. 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送すること。

申請受付 令和8年4月2日（木）から令和8年4月8日（水）まで

郵送宛先 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町 都市政策部 道路環境整備課 工務係 担当 行

※封筒の表面に「交通安全施設整備工事（防護柵） 条件付一般競争入札参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

※社印押印のうえ、提出すること。

※交通安全施設整備工事（区画線、防護柵、道路反射鏡）のいずれか複数申請する際は、同封でよい。

5. 入札参加資格の確認結果通知

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書は、令和8年4月13日（月）に申請者あてに電子メールにて送信を行う。

6. 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

(1) 閲覧期間 令和8年4月2日（木）から令和8年4月8日（水）まで

(2) 閲覧場所 粕屋町ホームページ

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問受付

令和8年4月2日（木）から令和8年4月8日（水）まで。

ただし、最終日は、12時までに道路環境整備課へ到着した分とする。

イ 送信先 粕屋町役場 都市政策部 道路環境整備課 工務係 宛

「kankyo@town.kasuya.fukuoka.jp」

電子メールの件名に「令和8年度 交通安全施設整備工事（防護柵） 質問書 【会社名】」と記載すること。

ウ 回答日 令和8年4月13日（月）までに電子メールで入札参加業者全員に送信を行う。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和8年4月27日（月）9時から

(2) 開札場所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 1階 都市政策部 都市計画課横会議室

※入札者の立会いは行わず、発注課職員及び入札立会人にて開札を行う。

※開札には、入札事務に従事しない職員を立ち合わせます。

8. 入札方法

- (1) 入札回数は、1 回とする。
- (2) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 入札金額に対応した工事内訳書
- (3) 提出方法
 - ア 「一般書留」「簡易書留」「レターパックプラス」等のいずれかの方法で郵送すること。
 - イ 宛先 〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 都市政策部 道路環境整備課 工務係 行
 - ウ 提出期限 令和8年4月24日（金）17時までに到達すること。
- (4) 入札書などの封入方法
 - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
 - イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により3か所を封印すること。
 - ウ 中封筒の表面に、「入札書」、「工事名」及び「入札者の商号又は名称」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。
 - エ 外封筒には上記の中封筒、業務費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「工事名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。
 - オ 交通安全施設整備工事（区画線、防護柵、道路反射鏡）いずれか複数を入札する際は、それぞれ分けて郵送すること。

9. 入札事項など

- (1) 予定価格 ¥28,600 円-（税抜）
工種「転落防止柵設置 Con 建込 4 段ビーム」
- (2) 最低制限価格の設定
設定 有り（100 円未満切捨て）
最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。
- (3) 調査基準価格の設定
設定 無し
- (4) 入札保証金
免除（ただし、町長が特に必要と認めるとき又は契約を締結しないこととなる恐れがあると認められた者は、入札金額の100分の5以上の額とする。）
- (5) 契約保証金
契約金額の10分の1以上（ただし、粕屋町財務規則（平成5年粕屋町規則第10号）第124条に定める減免措置要件に該当し、町長の確認を受けた場合はこの限りでない。）
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに粕屋町財務規則第104条各号のいずれかに該当する入札に示した無効の要件に該当した者は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、2の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設業務に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

(7) 前払金の適用

無し

(8) 入札書などが提出期限までに道路環境整備課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書と工事費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が1者のみの場合も有効とする。

(13) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。

(14) 交通安全施設整備工事（区画線、防護柵、道路反射鏡）のいずれかを落札した落札者が、それ以降に開札された交通安全施設整備工事において、同価格入札になった場合、落札をしていない者を落札者とする。なお、開札の順番は①区画線、②防護柵、③道路反射鏡とする。

(15) 現場説明会は行わない。

(16) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

10. 入札結果

令和8年4月27日（月）の開札後に落札者のみに電話で連絡をし、契約締結の流れ等の説明を行う。また、他に入札に参加した者は後日、ホームページにて入札結果を掲載するので、そちらで確認すること。（電話での落札者や落札価格等の問合せは控えること。）

11. 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、契約約款、仕様書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

13. 契約条項など

本工事の契約は、契約書の作成を要する。

14. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 都市政策部 道路環境整備課 担当：山田
TEL：(092) 938-0198 / FAX：(092) 938-3150